

## マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会（第9回） 議事概要

1. 日 時：令和4年3月28日（月）15時00分～17時00分

2. 場 所：Web会議による開催

3. 出席者（敬称略）

（1）有識者

手塚座長、太田座長代理、小尾構成員、瀧構成員、野村構成員、宮内構成員、森山構成員

（2）自治体・関係団体

岡田情報政策課長（前橋市）、牧野マイナンバー推進担当課長・菊池係長・西海係長（神戸市）、荒井個人番号センター長・谷個人番号センター副センター長・橋本公的個人認証部長・林公的個人認証担当部長（地方公共団体情報システム機構）、佐々木MVNO委員会運営分科会主査（一般社団法人テレコムサービス協会）、江口業務部長・大橋氏・斎藤氏・馬場氏・静氏・岡田氏・福島氏・山田氏・加藤氏・君島氏・上野氏（一般社団法人電気通信事業者協会）

（3）オブザーバー

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、xID株式会社、情報セキュリティ大学院大学、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般財団法人日本情報経済社会推進協会、日本電気株式会社、株式会社日立製作所、フェリカネットワークス株式会社、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

（4）事務局

（デジタル庁）

湯本戦略・組織グループ 特命担当次長

楠デジタル社会共通機能グループ長（統括官）

村上国民向けサービスグループ長（統括官）

国民向けサービスグループ 上仮屋参事官、城戸企画官、向上参事官補佐、長谷川参事官補佐、二茅参事官補佐、高橋参事官補佐、黒原参事官補佐

（総務省）

長谷川住民制度課長、田中マイナンバー制度支援室長、細川課長補佐

竹村総括審議官、辺見審議官、松井情報流通振興課長、平松情報流通高度化推進室長、小村課長補佐

4. 配付資料

資料1 スマートフォン用電子証明書に関するセキュリティ脅威分析結果

資料2 GP-SE 内の SD 構成及び TSM クライアントの配布形態の検討

資料3 第2次とりまとめ(案)

## 5. 議事経過

### (1) 開会

### (2) 議事(議題1)

議題1「スマートフォン用電子証明書に関するセキュリティ脅威分析」について、株式会社NTTデータから資料1に基づき説明。

### (3) 議事(議題2)

議題2「GP-SE 内のセキュリティドメイン構成及び TSM クライアントの配布形態」について、株式会社NTTデータから資料2に基づき説明。

### (4) 意見交換①

概要は「6. 構成員等からの主な意見」のとおり。

### (5) 議事(議題3)

議題3「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載の検討に係る第2次とりまとめ(案)」について、事務局から資料3に基づき説明。

### (6) 意見交換②

概要は「6. 構成員等からの主な意見」のとおり。

### (7) 閉会

## 6. 構成員等からの主な意見(要約)

### 【資料1について】

○網羅的に検討が行われてきた証跡として、よい取りまとめができたと思う。

### 【資料2について】

○既存の AMSD (Authorized Management Security Domain) の下に JPKI 用の SD (Security Domain) を作り、その中に JPKI アプレットを格納することが現実的で適当な方法と考える。

○説明中に民間企業が管理する領域との言及があったが、そもそもスマートフォン自体、国ではなく民間企業が製造・サービス提供をしており、特に海外の民間企業が OS を開発し、エコシステムを先導していることを理解する必要がある。そのため、日本国内のみでスマートフォンのエコシステムをコントロールできてはいないが、一方で多くの国民が利用するスマートフォンに GP-SE が搭載され、様々なサービスの基盤として極めて先進的に利用されてきた経緯がある。国際的にも eSIM 等の様々な用途で GP-SE の活用が進められている中、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載の実現に当たっても、国内で実績のある GP-SE の管理方法を活用することで、グローバルなスマートフォンのエコシステムの変化の影響を受けづらくなると考えられる。

【資料3について】

- 現在マイナンバーカードが一番よく利用されるユースケースは、コンビニ交付サービスだと思う。スマートフォンへの対応のためコンビニ等においてハードウェアの開発等が必要になるのではないかと思われるが、このようなユースケースがスマートフォン用電子証明書でも対応できるようフォローアップしてほしい。
- 現状、コンビニ交付サービスを利用して各種証明書を発行したい場合、最初から証明書の発行を目的にマイナンバーカードを持ってコンビニ等に向かうことが多いのではないかと思う。一方、スマートフォンの携帯性がより発揮されるのは、外出時の急病で医療機関を受診する場合等が考えられる。また、ユースケースとして金融機関のオンライン口座開設時の本人確認が想定されているが、金融機関における本人確認の在り方については、金融機関の窓口でもスマートフォン用電子証明書を利用する等、金融の世界では特にアイデアが豊富にあると思うため、今後重視すべきポイントだと思う。
- 住宅ローンについては債権譲渡等がしばしば行われているため、長期署名の形式では失効情報等がアーカイブされ、現在の公的個人認証制度では他人に署名情報を渡すことができなくなることは課題である。マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載とは別の議論になると思うが、住宅ローンについてはこのような課題がまだまだあると思う。
- ユースケースとして健康保険証の活用が挙げられていたが、医療関係としては次にお薬手帳や過去の検診情報がスマートフォン1つで確認できるようになれば、災害時の避難所等での個人に対するフォローが可能となる等、医療体制の充実につながると思う。民間サービスのオンライン手続を含め、ユーザの期待に応えるユースケースの拡大を期待したい。
- 現在のマイナンバーカードではAPIがきちんと整備されていないと聞いており、スマートフォン搭載を実現するに当たってAPIを整備することは、民間サービスにおける活用促進に向けた取組として重要である。公的個人認証サービスとやり取りを行う主たる相手方は署名検証者やみなし署名検証者になると思われるため、これらの事業者との連携を密にしてAPIを開発すれば有用性が高くなると思う。
- 資料11 頁内のスマートフォン用電子証明書の新規発行の図について、スマートフォンになると、まるで一度も役所窓口に行かずに電子証明書を発行できるように見えてしまう可能性がある。あくまでマイナンバーカードを所持していることが前提で、スマートフォン用電子証明書を発行するために役所窓口へ行かなくてもよいということであるため、誤解を招くことの無いよう注意して進めていただきたい。
- マイナポータルアプリとの一体化について、同アプリは過渡期にあると思われるため、現在のアプリを超えた新しい形のものを目指してほしい。
- 実証段階において操作フローに関するユーザテストを実施したことは、大変よかったと思う。デジタル庁においては、今後、スマートフォン用アプリの満足度評価の目標を設定して開発を進めてほしい。代表的な指標として、Android・iOSともにアプリストアにおいて利用者の満足度が5点満点で評価されているが、マイナポータルアプリは1点台、マイナポイントアプリは2点台である。民間であれば3点以上の評価を得られないようなアプリは提供できないと考えられており、このような状況は変える必要がある。一方で、新型コロナワクチン接種証明アプリは3点台であり、民間アプリと遜色ないレベルで提供できているため、マイナポータルアプリと一体化するスマートフォン用電子証明書アプリでも達成してほしい。マイナポータルアプリと一体化することで、現状の低い

評価のレベルに合わせることをしないよう妥協せずに開発してほしい。具体的には、英国 GDS (Government Digital Service) の GOV.UK Verify のように、KPI を契約に入れ、アプリを改善する予算も確保した上で、目標のレベルを達成できる体制を構築して取組を進めてほしい。

○開発の費用対効果の観点から、マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載することによってどのような利便性向上が実現されるのかが重要。海外の事例と同様にサクセスレート等の開発目標を設定してほしい。生体認証の活用等によってサクセスレートが向上する要素はあると思う。現在、マイナンバーカードに関しては明確なサクセスレートを把握していないと思われるため、現状をきちんと把握した上で今後の目標を設定してほしい。

○マイナポータルアプリと一体化する方向性は良いと思うが、例えば、同アプリを利用したログインや電子署名によって民間サービスを利用する場合に、利用者はサービスの利用状況を政府や J-LIS に把握されてしまうのではないかとわかってしまう可能性がある。そのような開発はしないと思うが、一般的に利用者のサービス利用状況を IdP (Identity Provider) に知らせることはプライバシーの観点から避けるべきであり、その点を十分考慮したアプリの設計や仕組みの構築を進めてほしい。

○アプリストア上のマイナポータルアプリの低評価コメントを見ると、マイナポータルアプリそのものの作り方に関する問題以上に、マイナンバーカードの読取り等のハードウェアや連携先のサービスに起因する問題が多々存在する。マイナポータルアプリと一体化することにより、逆にマイナポータルアプリそのものの評価を下げる可能性もあるため、注意して進めてほしい。

○そもそもマイナポータルアプリで何ができるのかが分かりにくいという課題がある。例えば、ワクチン接種証明アプリでは何ができるかが明らかであるように、利用目的をきちんと企画し、利用者から見てマイナポータルアプリを何のためにインストールするのか明確になっている必要がある。一方で、健康保険証を使うため又はマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するためにマイナポータルアプリをインストールしなければならないということは利用者に理解し難いのではないか。今回のスマートフォン用電子証明書の機能がマイナポータルアプリに一体化することによって UI/UX が向上したとしても、同アプリが 3 点台の評価を取るのには相当難易度が高いと思う。アプリ名称の見直しを含め、これからどうするのかデジタル庁で十分検討する必要がある。

○利便性の向上については、現状のマイナポータルアプリの仕組みからアプリで高評価を取得するには難易度が高いという点も踏まえつつ、引き続きデジタル庁において検討いただきたい。デジタル庁は「すべての行政手続を 60 秒以内にスマホで完結」というビジョンを掲げており、健康保険証の活用も含めて広く利用されることを意識したものであるため、プロジェクトマネジメントを意識して、できるだけ高い目標に近づけるように進めてほしい。

○マイナンバーカードで国民一人一人の認証・署名を行う基盤として構築してきた公的個人認証サービスをスマートフォンまで広げていくことが、本検討の一番の目的である。アプリの作り込みに関しても並行して議論しており、利用者を含む様々な視点から見て整理されているのは事実であるが、今後検討していくべき点も多いと感じている。

○スマートフォン用電子証明書に係る技術的基準に関して、今回のスマートフォン用電子証明書ではパスワード入力に代えて生体認証等を利用できることとするため、その旨を

法に基づき策定する基準（告示）に反映する必要があるのではないかと思う。生体認証等を逐一記載するのか、ある一定の暗号強度に適合する仕組みを使用することとするのか、今後十分注意しながら検討を進めてほしい。

- 将来にわたって安定的にサービス提供するためには、スマートフォンのエコシステムを考慮し、スマートフォンの製造時に加え、製品アップデートの段階等を含めて、メンテナンスを毎年行っていく必要がある。もともと既存の GP-SE 搭載のスマートフォンを活用することで、特別な追加要件やキャリアからの働きかけもなく実現可能という前提であったが、結果的に主要なユースケースであるコンビニ交付サービスに関しては技術的検討が必要であることが分かった。内容によってはスマートフォンのエコシステムを構成する各主体に負担が生じる部分が出てくるため、サービス提供期限までにサービスを開始し、かつ、持続的なサービス提供を実現できるよう、エコシステムを構成する各主体にとって経済的に無理のない仕組みが必要であると思う。
- スマートフォン用電子証明書を IAL3、AAL3 相当と整理されているが、公的個人認証サービスのスマートフォン用電子証明書だけではなく、民間の認証局が発行する電子証明書もこの要件に合致していれば、IAL3、AAL3 相当と判断できるようになるのか。現在の電子署名における特定認証業務の認定制度との関係も含め、今後どのように検討されるのか。
- スマートフォン用電子証明書及びカード用電子証明書に係る電子署名の整理について eIDAS 規則を参照しているものの、今回のマイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する議論は、あくまで公的個人認証法に基づく範囲で、公的個人認証の基盤をマイナンバーカードそしてスマートフォンへ展開して整備していくためのものである。一方、民間サービス側については電子署名法が関係するが、今後はそこに e シール等の様々なトラストサービスを含めた議論において基準を明確にしていく必要がある。このような基準について、EU では eIDAS 規則、米国では ID の議論を含めて NIST SP 800-63-3 で定義されており、各国の動向を踏まえた議論が必要である。今回のマイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載とは別の議論である。

以上